

第24期宝塚市農業委員会

令和4年第11回議事録

(2022年)

令和4年11月21日

(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第11回議事録

1. 日 時 令和4年（2022年）11月21日（月）14時00分～15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 3-3会議室
3. 農業委員定数 13人
4. 出席委員
 - 1番 平塚 三郎
 - 2番 今里 浅一
 - 3番 阪上 勝弥
 - 4番 山添 令子
 - 5番 中西 瞳
 - 6番 阪上 秀一
 - 7番 塚本 俊昭
 - 8番 中西 恵子
 - 9番 平井 公雄
 - 10番 林 五郎
 - 11番 上田 健
 - 12番 嶽 広行
 - 13番 篠木 秀夫
5. 欠席委員 なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員
8. 欠席農地利用最適化推進委員 なし
9. 事務局
 - 参事 西尾晃一 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里
10. 議 題
 - 1 議案第75号 非農地証明願の件
 - 2 議案第76号 特定農地貸付（市民農園開設）承認申請の件
 - 3 議案第77号 特定都市農地貸付（市民農園開設）承認申請の件
 - 4 報告第96号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
 - 5 報告第97号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
 - 6 報告第98号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和4年 第11回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年11月21日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第11回の総会を開催します。本日の欠席者はなし、第11回総会は成立しています。

本日の議事録署名人は、7番塚本委員、11番上田委員にお願いします。それでは、総会を始めたいと思います。事務局長が欠席のため係長から諸般の報告をお願いします。

○係長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。

議案第75号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第75号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

1件目、願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、平井(地番)。地目、畑。地積は158㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期、昭和41年。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他家屋登記簿謄本が添付されており、現況は宅地。全部事項証明書が添付されており、昭和41年建築です。

2件目、願出人、(住所)、(氏名)さん他3名。土地の表示、川面(地番)、(地番)。地目、田、畑。地積は2.8㎡、1,350㎡。所有者は(氏名)さん他3名。農地でなくなった時期、不明。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他宝塚市都市計画図が添付されており、現況は駐車場。全部事項証明書が添付されています。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はありません。

○林会長 2件目、篠木委員。

○篠木委員 問題ありません。

○林会長 何か御質問等はございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第76号 特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第76号 特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件。別紙のとおり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき承認申請がありましたので、御審議願います。

開設者、(住所)、(氏名)さん、申請地、亀井町(地番)。地目、田。地積は1,114㎡のうち657.1㎡。1,114㎡の中で100区画設け、区画は4.8㎡と3㎡の2種類です。貸付条件は、貸付期間1年間、賃料が4.8㎡は11万8800円、3㎡は8万6400円です。なお、貸付規程には、営利目的の栽培や他の借受者に迷惑を及ぼすことは禁止という内容が書かれています。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 特に問題ありませんでした。

○林会長 何か御質問等はございますか。特にないようですので、採決いたします。特定農地貸付承認申請の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第77号 特定都市農地貸付承認申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第77号 特定都市農地貸付承認申請の件。別紙のとおり、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定都市農地貸付けについて承認申請がありましたので、御審議願います。

今回の対象地は、特定都市農地(生産緑地)です。開設者、(住所)、(氏名)、農地貸付者及び所有者、(住所)、(氏名)さん。開設地は、亀井町(地番)1, 114㎡のうち500㎡。区画数や、貸付条件は、先ほど説明したとおりです。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 同じく問題ありませんでした。

○林会長 何か御質問等はございますか。

○山添委員 配布されたパンフレットは、どこが作成したのですか。

○事務局 開設者であるアグリメディアです。今回「シェア畑」が宝塚市内で初めて開設することもあり、委員の皆様には、どんなものか概要が分かるチラシを配布いたしました。

○林会長 何か御質問等はございますか。特にないようですので、採決いたします。特定都市農地貸付承認申請の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて、報告事項に移ります。報告第96号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第96号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さん、1, 114㎡のうち市民農園利用者の駐車場(2台分)の46.9㎡を転用します。令和4年11月22日から7日間で造成予定。水利組合と隣接農地の同意書が添付されています。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 特に問題ありませんでした。

○林会長 何か御質問等はございますか。

○塚本委員 安倉地区で、農地に農業用の倉庫を建てたいという案件があるが、なかなか手続きが進んでいない。駐車場にする場合はスムーズに転用できているように思うが、理由があるのか。

○事務局 都市計画法上、用途区域があり、倉庫に対しても、建築確認が必要で、建築可能かは、建築審査会等を踏まえ、決定していくことになります。農政課、農業委員会としては心苦しいですが、必要なものだと意見は言っています。

○林会長 あくまでも農業用に供する建物というのが大前提だと思う。農業に関係ないような建物は、なかなか認められないだろうが、農業倉庫的なものであれば、時間はかかるけれど、手続きは可能だと思います。

○塚本委員 はい、ありがとうございました。

○林会長 何か御質問等はございますか。特にないようですので、続いて報告第97号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第97号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したのものについて、報告します。

1件目、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん、持分2分の1、(氏名)さん、持分2分の1。届出地、中山寺(地番)、地目は田。地積は393㎡、不耕作地です。

転用目的は、戸建て住宅。造成期間は、受理日から2カ月間、建設期間は、受理日から6カ月間。施設の概要は、木造2階建て、1棟あたり約100㎡の3棟。権利の種類は、所有権。その他、水利組合同意書・隣接農地同意書が添付されております。

2件目、届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、末成町(地番)。地目は田。地積は947㎡、不耕作地です。

転用目的は戸建て住宅、造成期間は、令和5年1月15日から105日間、建設期間は、令和5年7月1日から90日間。施設の概要は、未定。権利は、所有権。その他、水利組合同意書が添付されています。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。1件目、今里委員。

○今里委員 特に問題ないと思います。

○林会長 2件目、平塚委員。

○平塚委員 問題ありませんでした。

○林会長 何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、続いて、報告第98号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第98号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和元年11月26日から令和4年10月5日、耕作面積1,063㎡、納税猶予農地、安倉南(地番)、外2筆、合計3筆。全て自作地で、合計1,063㎡、証明年月日は、令和4年10月5日。肥培管理地です。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和元年8月31日から令和4年10月11日、耕作面積は3,709㎡、納税猶予農地は、全部で9筆、

全て自作地で、合計3,709㎡、証明年月日は、令和4年10月11日。願出地は、植木、ハウスです。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和元年11月13日から令和4年10月12日、耕作面積は624㎡、納税猶予農地は、清荒神(地番)、1筆で、自作地で624㎡、証明年月日は、令和4年10月12日。願出地は、一部畑・一部肥培管理です。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、以上で、本日の議案3件、報告3件について、審議等は終了いたしました。

これをおもちまして、令和4年第11回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五郎

7番 塚本 俊昭

11番 上田 健